◎開会の宣告 (午前10時00分)

○議長(大塚純一郎君) おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。



◎予算特別委員会委員長の審査報告

○議長(大塚純一郎君) 日程第1、議案第24号、日程第2、議案第25号、日程第3、議案第26号、日程第4、議案第27号、日程第5、議案第28号、日程第6、議案第29号、日程第7、議案第30号、日程第8、議案第31号、日程第9、議案第32号までを議題といたします。

議案第24号から議案第32号までは、予算特別委員会に付託してありますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、菅家忠君。

9番、菅家忠君。

〔予算特別委員会委員長 菅家忠君 登壇〕

○予算特別委員会委員長(菅家忠君) 予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を只見町議会会議規則第77条の 規定により報告します。

本件は、令和6年3月11日、12日、13日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審査した。

1、議案第24号 令和6年度只見町一般会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1)歳入では地方交付税の占める割合が歳入全体の45パーセントとなり高い水準となっている。令和5年度の46.5パーセントより減少しているが、企業版ふるさと納税等により自主財源の確保に一層努められたい。(2)歳出では指定管理料・委託料等の積算根拠が乏しいものが散見された。U・Iターン促進事業等の昨年度に成果が乏しかった事業も効果検証が十分になされていないまま予算提案されていた。PDCAサイクルが機能しておらず、全般的に事業効果が乏しい状況での予算提案だと判断した。第七次只見町振興計画に記載されている基本理念に立ち返り、対処療法だけの

予算執行にならないよう努められたい。

- 2、議案第25号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計予算について。審査結果。 本件については、原案のとおり採択すべきものとした。
- 3、議案第26号 令和6年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。審査結果。 本件については次の意見を付して採択すべきものとした。(1)医療スタッフの確保に注力し、 町民の負担解消に努められたい。
- 4、議案第27号 令和6年度只見町後期高齢者医療特別会計予算について。審査結果。 本件については、原案のとおり採択すべきものとした。
- 5、議案第28号 令和6年度只見町介護保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。
- 6、議案第29号 令和6年度只見町介護老人保健施設特別会計予算について。審査結果。 本件については、原案のとおり採択すべきものとした。
- 7、議案第30号 令和6年度只見町朝日財産区特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。
- 8、議案第31号 令和6年度只見町簡易水道事業会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1)収入の繰入金を含めた他会計補助金の割合が高い。情勢を注視し将来を見通した適正な運営に努められたい。
- 9、議案第32号 令和6年度只見町農業集落排水事業会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付した採択すべきものとした。(1)収入の繰入金を含めた他会計補助金の割合が高い。情勢を注視し将来を見通した適正な運営に努められたい。

以上であります。

○議長(大塚純一郎君) ただ今、委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問は ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) 質問なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

次に、議案ごとに準じ、討論・採択を行います。

日程第1、議案第24号 令和6年度只見町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長(大塚純一郎君) 挙手多数です。

よって、議案第24号は可決されました。

続いて、日程第2、議案第25号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長(大塚純一郎君) 挙手多数です。

よって、議案第25号は可決されました。

続いて、日程第3、議案第26号 令和6年度只見町国民健康保険施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手多数]

○議長(大塚純一郎君) 挙手多数です。

よって、議案第26号は可決されました。

続いて、日程第4、議案第27号 令和6年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の討論 を行います。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長(大塚純一郎君) 討論。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

2番、山岸国夫君。

○2番(山岸国夫君) 反対討論を行います。

これは、この間の予算審議、それと決算審議の中でも私は反対の立場を一貫して貫いてきました。その一つは、この制度そのものに反対だということであります。平成20年に導入されて以降、只見町民にとっては、毎年、保険料が値上げが続いており、町民の生活は圧迫されております。この、私がこれで思い出すのは、国会でこの広域化が議論された折、国は国民に受益者負担を推し進める。国の予算は削減していく。これが大きな方針でありました。当時の厚労大臣は、これでお金を増やせば社会保障費を増やすのは枯れ木に水をやるようなものだということで更迭されたという記憶がございます。まあ、一言でいけば、この言葉が端的に表していると思います。日本の高度成長を支えてきたのは今の高齢者であります。私は高齢者に社会保障制度、これによって命と健康を守る。そのためには国が予算措置を大幅に増やすべきだというふうに思ってます。今のこの制度は受益者負担を名目に、どんどん、今度の予算案でも保険料の値上がり、これが示されております。この制度そのもの、町では残念ながら保険料徴収して県に納めるだけと。町の裁量ありませんけれども、私はこの制度がそういう受益者負担、町民に負担を強いる制度であるということから反対をいたします。

○議長(大塚純一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) これで討論を終わります。

これから議案第27号 令和6年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第27号 令和6年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長(大塚純一郎君) 起立多数です。

よって、議案第27号 令和6年度只見町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第28号 令和6年度只見町介護保険事業特別会計予算の討論を 行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長(大塚純一郎君) 挙手多数です。

よって、議案28号は可決されました。

日程第6、議案第29号 令和6年度只見町介護老人保健施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手多数]

○議長(大塚純一郎君) 挙手多数です。

よって、議案第29号は可決されました。

続いて、日程第7、議案第30号 令和6年度只見町朝日財産区特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

討論。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、三瓶良一君。

- ○11番(三瓶良一君) これにつきましては、町長は、これを検討すると言われました。しかし、検討しないまま、予算は計上しないという、そういう中途半端な格好で今経過しているわけでありますが、これはやっぱりきちっと検討をされて、その結果、をもって最終的な結論を出していくというのが筋であろうと思います。と申しますのは、この朝日財産区の収入は不労所得であるからであります。したがって、その検討がないままズルズルといくのは、一定の成果は、成果というのか改善はあったわけでありますが、最終的なきとっとした結果がないということに対して私は非常にこの中途半端はものであるということで反対の討論をいたします。
- ○議長(大塚純一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和6年度只見町朝日財産区特別会計予算を採決いたします。 この採決は起立によって行います。

議案第30号 令和6年度只見町朝日財産区特別会計予算を原案のとおり決定することに

賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長(大塚純一郎君) 起立多数です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第31号 令和6年度只見町簡易水道事業会計予算の討論を行います。

○議長(大塚純一郎君) 討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長(大塚純一郎君) 挙手多数です。

よって、議案第30号は可決されました。

続いて、日程第10、議案第31号 令和5年度只見町集落排水事業特別会計予算の討論 を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長(大塚純一郎君) 挙手多数です。

よって、議案第31号は可決されました。

続いて、日程第9、議案第32号 令和6年度只見町農業集落排水事業会計予算の討論を

行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長(大塚純一郎君) 挙手多数であります。

よって、議案第32号は可決されました。



◎日程の追加

○議長(大塚純一郎君) ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第33号 只見町公の施設における指定管理者の指定について、議案第34号 只見町公の施設における指定管理者の指定について、議案第35号 只見町公の施設における指定管理者の指定について、議案第36号 只見町公の施設における指定管理者の指定について、議案第37号 只見町公の施設における指定管理者の指定について、議案第38号 工事請負契約の変更について、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて、同意第2号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてが提出されました。

この9件の議案を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号から同意第3号までの9件の議案について日程に追加し、追加日程 第1から追加日程第9として議題とすることに決定しました。 追加議案及び資料を配付させます。

[追加議案及び資料配付]



◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) それでは、追加日程第1、議案第33号 只見町公の施設における 指定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長(目黒康弘君) それでは、議案第33号 只見町公の施設における指定管理 者の指定について。

地方自治法、昭和22年法律第67号、第244条の2第3項の規定に基づき次のとおり 公の施設の指定管理者として指定する。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称。施設の位置、只見町大字只見字向山238 2番地及びその周辺。施設の名称は只見町青少年旅行村・いこいの森となってございます。

2としまして、指定管理者となる団体。所在地、只見町大字只見字田の口24番地。団体の名称、株式会社会津ただみ振興公社。代表者につきましては代表取締役、新國元久でございます。

3、指定管理者として管理を行わせる期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日 までの5年間となってございます。

今般の指定管理者の募集につきましては、1月26日発行のおしらせばん及び只見町のホームページに掲載をさせていただきまして、2月19日まで募集を行いました。募集の範囲につきましては、指定管理者制度に基づきまして町内・町外を問わず、安全かつ円滑に施設を管理運営できる能力を有する法人、またはその他の団体とし、個人は除く法人格の有無は問わないということで広く募集をさせていただきました。その中で1団体、今ほど申し上げさせていただきました株式会社会津ただみ振興公社の応募がございまして、選定審議会を2月28日に開催をさせていただきました。応募団体のほうからは設立時よりこの施設を運営してきた間の中で蓄積されたノウハウを貴重な資源としつつ、常に健全な経営を保ちたい。

気配りのきいた環境整備と清掃管理、目配りのきいた安全管理を行う。手ぶらでキャンプや 手ぶらでバーベキュープランなどの企画の充実、湯ら里との連携プランなどの提案がござい ました。そういった結果を経まして、審議会のほうで決定をいただきましたので今般、議案 として提案をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第33号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決 するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、追加日程第2、議案第34号 只見町公の施設における指 定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長(目黒康弘君) 続きまして、議案第34号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき次のとおり公の施設の指定管理者として 指定するものでございます。

- 1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称。施設の位置、只見町大字只見字後山247 6番地の2及びその周辺となってございます。施設の名称につきましては只見スキー場、只 見町緑地管理センターとなります。
- 2、指定管理者となる団体。所在地、只見町大字只見字田の口24番地。団体の名称、株式会社会津ただみ振興公社。代表者、代表取締役、新國元久でございます。
- 3、指定管理者として管理を行わせる期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日 までとなってございます。

申請の受付期間につきましては、先ほどの議案第33号と同じとなってございます。応募 状況といたしましては、1団体、同じく会津ただみ振興公社が応募がございまして、選定審 議会、2月28日に開催をさせていただき決定をさせていただいております。提案によりま して、設立時よりこの施設を運営してきた間のノウハウを活かしながら、常に健全な経営を 保ちたいということと、スキー場の安心安全を大前提に信頼される施設を目指すこと、てぶ らでウインタースポーツや雪遊びを楽しめる企画提案や丸ごと貸切りゲレンデとしてふるさ と納税の返礼品としての商品提供もしたいといったような提案もございました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第34号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決 するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、追加日程第3、議案第35号 只見町公の施設における指 定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長(目黒康弘君) 議案第35号 只見町公の施設における指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき次のとおり公の施設の指定管理者として 指定する。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称。施設の位置、只見町大字塩沢字上ノ台85 0番地の5。施設の名称、只見町河合継之助記念館。

2としまして、指定管理者となる団体。所在地、只見町大字只見字田の口24番地。団体 の名称、株式会社会津ただみ振興公社。代表者は代表取締役、新國元久となっております。

3番、指定管理者として管理を行わせる期間につきましては令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1年 3 月 3 1 日までの 5 年間となってございます。

申請の受付につきましては先ほどと同じになってございます。応募状況といたしましては、 1団体、会津ただみ振興公社でございまして、選定審議会、2月28日に開催をさせていた だきました。応募いただきました振興公社のほうからは、平成11年の4月の設立時よりこ の施設を運営してきたノウハウを活かしながら常に健全な経営を保っていきたいと。誕生の 地、長岡市、八十里越、三条市、終焉の地只見町を継之助の3スポットとして情報交換を行 う関係性の構築を続けてまいりたい。また、只見線の滞在時間を活用したプランを新たに提 供していきたいといったような提案がございました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第35号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決 するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、追加日程第4、議案第36号 只見町公の施設における指 定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長(目黒康弘君) 議案第36号 只見町公の施設における指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき次のとおり公の施設の指定管理者として 指定する。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称。施設の位置、只見町大字長浜字上平50番 地及びその周辺。施設の名称、只見町交流促進センター、只見町深沢温泉、只見町山村・都 市子供等ふれあい広場、只見町高齢者活動促進施設となってございます。

二つ目としまして、指定管理者となる団体。所在地、只見町大字長浜字上平50番地。団体の名称、株式会社季の郷湯ら里。代表者、代表取締役、渡部勇夫。

三つ目としまして、指定管理者として管理を行わせる期間、令和6年4月1日から令和1 1年3月31日までの5年間となってございます。

こちらにつきましても、申請の受付期間は同様に1月26から2月19まで募集をさせていただきまして、1団体、同株式会社季の郷湯ら里の応募がございました。選定審議会のほうは2月の28日に開催をさせていただきまして、応募いただいた株式会社季の郷湯ら里のほうからは、平成10年の設立時から管理運営に携わっており、交流センターとして観光客と町民から愛される施設を目指したい。厳しい経営環境をチャレンジとして捉え、売上等の向上に挑み続けまして、接遇の研修や顧客分析の研修などにも取り組んでおります。同時に、PR強化も図り、(聴き取り不能)経営改善に取り組んでいきたいというご提案がございました。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第36号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決 するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、追加日程第5、議案第37号 只見町公の施設における指 定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長(目黒康弘君) 議案第37号 只見町公の施設における指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき次のとおり公の施設の指定管理者として 指定する。

- 1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称。施設の位置、只見町大字布沢字大久保54 4番地。施設の名称、山村のくらし体験施設。
- 2、指定管理者となる団体。所在地、只見町大字布沢字大久保544番地。団体の名称、森林の里応援団。代表者は藤沼航平。
- 3、指定管理者として管理を行わせる期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日 までの5年間となってございます。

同様に募集期間を設けまして、今般、こちらの施設につきましても1団体の応募がございました。選定審議会は2月28日に開催をさせていただきまして、応募いただきました団体

のほうからは、単なる宿泊施設だけではなく、体験事業、都市・農村交流推進、関係親交づ くり、地域資源の発掘と活用、移住定住に関する事業や地域の広報など、地域振興の先導的 役割を果たしていきたい。また、恵みの森・癒しの森のビジターセンター機能を発揮できる ように持続可能な運営を目指したいということで、新たに新規事業といたしましては大学生 団体との連携を行いながら、将来的な顧客増加を図りたいといったような提案もございまし た。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、菅家忠君。

○9番(菅家 忠君) 2点お伺いします。

今回の指定管理全般にわたるところで恐縮なんですけれども、12月の議会にもですね、 指定管理のものがございました。そこの内容を今確認していたんですけれども、指定管理者 としての管理を行わせる期間ですね、は同じとなっておりますので、一つの施設は12月、 で、その他が今回、3月になったという理由、変わったというか、変えたというか、そうい った理由を一つお知らせいただきたいなというところが1点と、もう1点のところはですね、 今回の指定管理施設のところはですね、大体こう、宿泊を伴うところが多いなというふうに 思っております。ですので、その4月からの予約というところを踏まえてはですね、私とし ては12月にしたほうが施設としても良いですし、運営者としても良いのではないかなと思 いますけれども、どちらの時期のほうが、こういった、こちらも12月にあったほうが良か ったのかだとか、そういったところの少し、ご見識というか、お考えを伺いたいと思います。

以上、2点、よろしくお願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 交流推進課長、目黒康弘君。
- ○交流推進課長(目黒康弘君) 今般、先に12月に別の指定管理の提案をさせていただいて、 今回、施設、3月に提案をさせていただきました。今回、観光、交流施設の関係の施設で提 案を3月のほうにさせていただきましたが、まずはあの、第三セクターの関係の経営の改善 の関係がございまして、早期に募集しなければならないというところは十分承知ではござい ましたが、その動きが決まらなかった部分も、ギリギリまで調整をさせていただいた中で、

今般、残りの施設を募集をさせていただいたというところでございます。おっしゃっていただいたとおり、4月以降の宿泊予約を伴う部分がございますので、早期にそういった部分の指定管理者の募集をしなければならない、努めなければならないことは議員お質しのとおりでございますので、今後につきましては早期に努めさせていただいて、そのようなことで提案をさせていただきたいということでご了解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第37号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決 するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、追加日程第6、議案第38号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

- ○農林建設課長(星 一君) 議案第38号 工事請負契約の変更についてをご説明申し上げます。
 - 1、契約の目的、橋梁補修工事(熊倉橋2期)。2、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字大倉字上田162番地1、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津事業所、取締役、大瀧浩之。3、変更の内容、請負金額、変更前7,590万円、変更後8,302万8,000円。712万8,000円の増でございます。

本工事につきましては、熊倉橋の上部工事でございまして、議会の7月会議において議決 をいただきまして、今月末の竣工に向けて現在、工事を実施をしていただいておるところで ございます。

今回、変更契約額が5パーセントを超える増額ということで議会の同意を求めるものでございます。

今回の変更理由につきましては、大きく分けて三つございまして、まず一つ目としまして、アスファルト舗装工の基礎工の追加でございます。通常、アスファルト舗装につきましては、雨水等の排水のために道路の横断方向に山なりに勾配を設けて実施をするわけでございますけれども、橋梁についても同様でございます。ただ、道路と違いまして、砕石等であらかじめ勾配とかはつけられませんので、平坦な橋面の上にコンクリート等で勾配を設けて、その上に舗装するというのが一般的ではございますが、当初、設計時におきましては、そういった、コンクリートで調整されているものということで、その前提で設計のほう計画してございましたが、既設の舗装を剥がしたところ、そういったことがなく、アスファルトによって調整が行われていたことが発覚をしまして、今回、アスファルトにつきまして、剥がした時、調整部分も一緒にその剥がした時に上げると、そういった内容になってございまして、今回、改めてその基礎工をアスファルトで整備をして新たに追加して実施をするというようなものが1点でございます。

2点目としましては、防護柵の補修工の補修箇所の追加でございます。今回の熊倉橋の補修設計につきましては、令和2年度に調査を実施をしまして、令和3年度に設計、さらには令和5年度に今回、発注をしたというようなことで、その期間に新たな損傷個所が施行業者の調査で判明をしたということで、今回、補修工事を追加して実施をしたいものでございます。

3点目としまして、同じく防護柵の補修工の資材単価の変更でございます。資材単価につきましては施行業者からの協議がございまして、設計単価と実勢単価に大幅に乖離が見られるということで、町でも調査をした結果、妥当な協議ということで、その部分について併せて変更をさせていただくというような内容になってございます。そういった理由で今回、変更の同意を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

- ○10番(鈴木好行君) 今ほどの変更理由の説明の中で、基礎工が元々、剥がしてみたら平らだったという説明だったんですけれども、通常であれば、その基礎工、コンクリーか何かで、もう既に盛ってあれば良かったんだべが、そこの基礎工のところをまた今度、アスファルトで盛るという説明がありました。どうせなら、今後を見込んで、コンクリーでいっそのこと盛ってしまって、基礎工としての形をつくって、その上にアスファルトを被せるということのほうが、今回はそのほうが、たぶん、値は上がると思うんですけれども、今後をにらんだ場合、また同じことをずっとしていかなきゃなんねえなっていうふうな感じなんで、そういうことは考えられないでしょうか。
- ○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長、星一君。
- ○農林建設課長(星 一君) 議員おっしゃること、もっともだと思います。舗装につきましては実施時期等々の関係もございまして、こちらについては、いわゆるあの、協議の中で指示書等々で対応させて、降雪期も迎えておりましたので、そういったことで実施を既にしております。議員おっしゃること、非常によくわかりますが、今回はそういった、その気温等の時期の関係で、そういった形で実施をさせていただいたということでご理解をいただければと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) 土木分野、まったく素人なんでわかりませんが、当初の説明を聞いてる限りは、いわゆる今回の補修前の、最初にこの橋を造った際には、いわゆる10番さんの

おっしゃった、多少、射角をつけるという部分に本来、コンクリートを使われるべきだった ものが開けて見たらアスファルトだったというふうに聞こえましたが、そういう了解でよろ しいですか。

- ○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長、星一君。
- ○農林建設課長(星 一君) 調整は、例えば普通の道路だと、砕石とかでやるのが一般的。 また、アスファルトでやることも勿論あります。ただあの、設計の段階で、コンクリートで 調整をしていたと、いるものとして、当初の設計をしていましたが、実際はそうではなくて アスファルトでやっていたということで、アスファルト剥がすときに、その調整についても 一緒に質的に一緒に剥がれてしまうということで、それを再整備しなくちゃいけないという ことで今回の変更になったということでご理解をいただければと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。
- ○7番(酒井右一君) そこなんですが、当然、当初の熊倉橋の設計書。どういう設計をすべきかという設計書を基にして熊倉橋ができておったということなんでしょうが、当初の設計がアスファルトだったのに、実際、開けてみたら、いやいやいや、当初の設計がコンクリートだったのに、実際開けてみたところアスファルトが使われていたという意味でよろしいでしょうか。
- ○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長、星一君。
- ○農林建設課長(星 一君) 議員おっしゃるとおりでございます。
- ○議長(大塚純一郎君) 7番、酒井右一君。 3回目。
- ○7番(酒井右一君) それ、当初の設計にコンクリートを使われておったということであって、それが開けてみたらアスファルトであったということになれば、当初の設計が、いわゆる設計どおりでなかったということになりますが、その辺はどういう解釈でいらっしゃいますのか。そしてその、当初の設計どおりに施工したということになれば、当然、それはコンクリートのはずなんですが、竣工検査がどのように行われて、それが竣工であると言われてお金を払われたという経過に少し、昔の話ですから、疑問を持ちますが、その辺の見解を3回目でありますのでお伺いいたします。
- ○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長、星一君。
- ○農林建設課長(星 一君) 私が言ってる当初設計というのは、今回の補修設計の当初設計 304 -

の段階で調整コンクリートでなっているものと思って設計をしたという意味で、昭和50何年ですかね、架設した段階でそれが不備だったとか、そういうことではなくて、設計の内容、今回の補修工事の設計の内容での違いが今回発覚して変更させていただきたいというような内容でございます。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

1番、佐藤孝義君。

- ○1番(佐藤孝義君) 今回、課長、あれ、こういう場合、これ、1割近く、変更あるわけです。金額が。こういう場合は私とか好行君はある程度わかりますけど、ほとんどわからない人なんで、やっぱり金額多い変更の場合は、ちょっとした資料を作るとか、その資材単価が上がったんであれば、これで設計したんだけど、これだけ上がりましたよぐらいの説明書を作って説明するべきですから、今後、そういうふうにもっていってください。
- ○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長、星一君。
- ○農林建設課長(星 一君) 議員のご指摘、もっともだというふうに思います。 今後、こういった変更の場合、もう少し、口頭だけではなく、わかりやすい形での説明に 努めたいと思います。ありがとうございます。
- ○議長(大塚純一郎君) ほかにございませんか。よろしいですか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第38号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長(大塚純一郎君) 続いて、追加日程第7、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長(渡部勇夫君) それでは、私から説明申し上げます。

同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて。

教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字福井字下ノ原1630番地。氏名、渡部公三。生年月日は記載のとおり でございます。

現教育長、1期、現在務めておりますが、再度のご同意を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長(大塚純一郎君) お諮りをいたします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせに基づき無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長(大塚純一郎君) 投票の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、8番、酒井正吉郎君、9番、菅家忠

君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を願います。

〔投票用紙配付〕

○議長(大塚純一郎君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、ここで投票箱を点検いたします。

立会人はお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長(大塚純一郎君) 投票箱に異常はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長(大塚純一郎君) 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長(大塚純一郎君) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票のうち賛成9票。反対2票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについては原案のとおり

可決されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開ける]



◎教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(大塚純一郎君) 続いて、追加日程第8、同意第2号 教育委員会委員の選任につき 同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長(渡部勇夫君) それでは、同意第2号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明申し上げます。

教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字小林字下前田448番地。氏名、渡部欣也。生年月日は記載のとおりで ございます。

渡部さんにつきましても、現在、教育委員務めていただいておりまして、再度の教育委員 の同意をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(大塚純一郎君) それでは説明が終わりました。

お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせに基づき無記名投票で行います。

それでは、議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長(大塚純一郎君) ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、10番、鈴木好行君、11番、三瓶 良一君を指名いたします。

ここで投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を願います。

〔投票用紙配付〕

○議長(大塚純一郎君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検いたします。

立会人はお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長(大塚純一郎君) 投票箱に異常はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長(大塚純一郎君) 投票漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

続いて開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長(大塚純一郎君) ここで選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票のうち賛成11票。

以上のとおり賛成が多数でございます。

したがって、同意第2号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案 のとおり可決されました。



◎人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

○議長(大塚純一郎君) 続いて、追加日程第9、同意第3号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長(渡部勇夫君) 同意第3号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてご 説明いたします。

人権擁護委員に次の者を候補者として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規 定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字塩沢字上田1301番地の1。氏名、渡部仁一。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長(大塚純一郎君) お諮りをいたします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせに基づき無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、佐藤孝義君、2番、山岸国夫君を指名いたします。

ここで投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を願います。

[投票用紙配付]

○議長(大塚純一郎君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長(大塚純一郎君) 投票箱に異常はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、3番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長(大塚純一郎君) 投票漏れはありませんか。 投票漏れ大丈夫ですか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長(大塚純一郎君) ここで選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票のうち賛成11票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第3号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては原案の とおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開ける〕



- ◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- ○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第10、陳情6-2 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情 6-2 については、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

したがって、陳情6-2については委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情6-2の採択することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(大塚純一郎君) 起立多数です。

したがって、陳情6-2については採択とすることに決定しました。



- ◎只見町議会基本条例の一部を改正する条例
- ○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第11、発委第1号 只見町議会基本条例の一部を改 - 312 -

正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

3番、齋藤邦夫君。

〔3番 齋藤邦夫君 登壇〕

○3番(齋藤邦夫君) 発委第1号 只見町議会基本条例の一部を改正する条例。

提案者、只見町議会運営委員会委員長、齋藤邦夫。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

裏面の別紙をご覧いただきたいと思います。

朗読をいたします。

只見町議会基本条例の一部を改正する条例。

只見町議会基本条例の一部を次のように改正する。

条文の整理でございますが、第26条を第27条とする。第7章中第25条を第26条と し、第22条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。第6章中第21条を第22条とし、 第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

新しい条文でございます。

議長、副議長志願者の所信表明。第20条、議会は、議長、副議長の選出にあたっては、 それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けることができる。

附則。この条例は令和6年4月20日から施行する。

提出の理由でありますけれども、正・副議長選出過程の透明化を図り、町民にわかりやす く開かれた議会運営を目指すために条例改正を行うものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第1号 只見町議会基本条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。



- ◎只見町議会委員会条例の一部を改正する条例
- ○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第12、発委第2号 只見町議会委員会条例の一部を 改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

3番、齋藤邦夫君。

〔3番 齋藤邦夫君 登壇〕

○3番(齋藤邦夫君) 発委第2号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

提案者、只見町議会運営委員会委員長、齋藤邦夫。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

別紙により説明を申し上げます。

只見町議会委員会条例の一部を改正する条例。

只見町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第3条の3第2項中、4人を5人に改める。

附則。この条例は令和6年4月20日から施行する。

提出の理由でございますが、議会運営委員会の活動強化を図るため、条例改正を行うもの でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第2号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長(大塚純一郎君) ここでお諮りをいたします。

山岸国夫議員より、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案) が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第10として審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

[追加日程及び資料配付]



- ◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- ○議長(大塚純一郎君) 追加日程第10、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発 効を求める意見書(案)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番、山岸国夫君。

〔2番 山岸国夫君 登壇〕

○2番(山岸国夫君) 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)。

提出者、只見町議会議員、山岸国夫。 賛成者、齋藤邦夫、中野大徳、小沼信孝、佐藤孝義 の4名でございます。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)。

令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなってものの、急激な…

[「議長、朗読省略」と呼ぶ者あり]

○議長(大塚純一郎君) 朗読省略。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

自席へお戻りください。

ここで採決いたします。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎休会中における所管事務等の調査の申出

○議長(大塚純一郎君) 次に、皆様のお手元に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所管事務等の調査につき会議規則第73条の規定によりお手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申出があります。

町担当課におかれましては、調査にあたりまして準備等をよろしくお願いいたします。 また、各委員会では調査等をよろしくお願いをいたします。



- ◎3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について
- ○議長(大塚純一郎君) 続いて、3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

3月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。



◎町長あいさつ

○議長(大塚純一郎君) ここで、町長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長(渡部勇夫君) ただ今、議長より、発言の許可をいただきましたので、令和6年只見 町議会3月会議が散会されるにあたり一言ご挨拶申し上げます。

本3月会議は3月5日から本日14日までの10日間の長きにわたりましてご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

令和6年度の行政の施政方針を私から、また教育行政方針を教育長から所信を申し述べさせていただきました。

そのうえで、10名の議員の方からそれぞれ一般質問をいただきました。

人口減少に伴う少子化対策、と同時に、就労、雇用、担い手確保の課題。駅前整備はじめ 観光受け入れ政策。そして行財政改革による企業経営理念の導入検討。またマイナ保険証や 小学校の在り方、今後の重要な町政課題等々につきまして多岐にわたるご質問をいただきま した。

それぞれのご質問につきましては、質疑の中でそれぞれ答弁させていただいたとおりでご ざいますが、このことを職員一丸となって共有し、今後の行政運営に反映させていただきた いと考えております。

また、条例の改正、補正予算、そして当初予算につきましては予算特別委員会を設置して いただきまして、慎重な審議のうえにご議決いただきましてありがとうございました。

特に簡易水道事業並びに集落排水事業は事業会計になることから、その収益構造の点につきましても予算特別委員会のご指摘にあるように、今後の課題として改めて受け止めさせていただきましたので、引き続きのご指導をいただきたいというふうに思います。

また、本日、追加で提案させていただきました指定管理者の指定並びに人事案件等につきましてもご同意を賜りまして誠にありがとうございました。

それぞれ、自主財源の確保に努めながら、一般会計と特別会計の役割の違いを認識するとともに、公益的事業と収益的事業をさらに意識し、基金の活用も財政規律と事業目的の効果、また一般会計であったとしても、例えば只見高校の振興対策は必要なことでは勿論ありますけども、やはり県立高校であるという、その設立の趣旨から財政規律を保ったうえでの支援になろうかというふうに思います。そういったことを改めてご意見をいただきまして誠にありがとうございます。

現在の皆様の議会構成では最後の3月会議になるというふうに承知しておりますが、この後、議会議員選挙を経て4月20日以降は新たな議会構成の中で改めまして町政振興並びに 山積する行政課題につきましてご審議、ご提言をいただきますよう、よろしくお願い申し上 げます。

また、今期限りでご勇退なされる方々につきましては、町政進展に多大なるご貢献とご尽力を賜りましたこと心から感謝申し上げます。

今後とも町政を見守っていただくとともに、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々のご健勝とご活躍をお祈りし、3月会議散会にあたっての御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長(大塚純一郎君) それでは、議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の3月会議は、通算10日間の長い日程ではありましたが、令和6年度の重要な町政 執行に係る条例、予算等の審議でありました。

令和6年度予算は、自主財源が減少する中での経費削減を念頭に置いた予算であり、厳し い内容でありましたが、予算特別委員会を設置し、全ての当初予算について議員各位の慎重 な審議をいただき、予定通り終了することができました。誠にありがとうございました。

3月会議におきましては、一般質問等を含め貴重な提言、厳しい意見等が多く出されております。

町執行部におかれましては、それらに十分留意をされまして、町政の健全な運営にあたっていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

また、議員各位におかれましては、任期も残すところ1か月余りとなりました。特に今期をもって勇退される議員の皆様方には長年にわたりまして町政発展のために多大なご功績を残されましたこと、また議会活動におきましても様々なご指導をいただきましたこと、心から感謝を申し上げる次第であります。

また、議長として、この4年間、議員各位並びに町長はじめ幹部職員各位には多大なご指導をいただきましたことを改めまして厚く御礼を申し上げます。

皆様には、これから春の雪解けも進み、何かと多忙となりますので、体には十分留意をされまして、町民の福祉と町政の発展のため、なお一層のご奮闘をいただきますようご祈念を申し上げまして一言、挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。



◎散会の宣告

○議長(大塚純一郎君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

(午前11時30分)